

**士幌町障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

(令和6年度～令和8年度)

【 概 要 版 】

**「完全参加と平等」
だれもが安心して暮らせる町しほろ**

令和6年3月
士幌町

1 計画策定の背景と趣旨

少子・高齢化の進行にともない、障がいのある人の高齢化、及び高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになっていきます。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉スペクトラム症や発達障がいなどに対する支援も重要です。

障がいのある人もない人も、共に、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、住民みんなの願いです。また、障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様なニーズを持っています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されており、土幌町では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要なサービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等(自立支援給付・地域生活支援事業)と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、土幌町では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が図られているとともに、地域共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められており、障がいのある人及びその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

「土幌町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

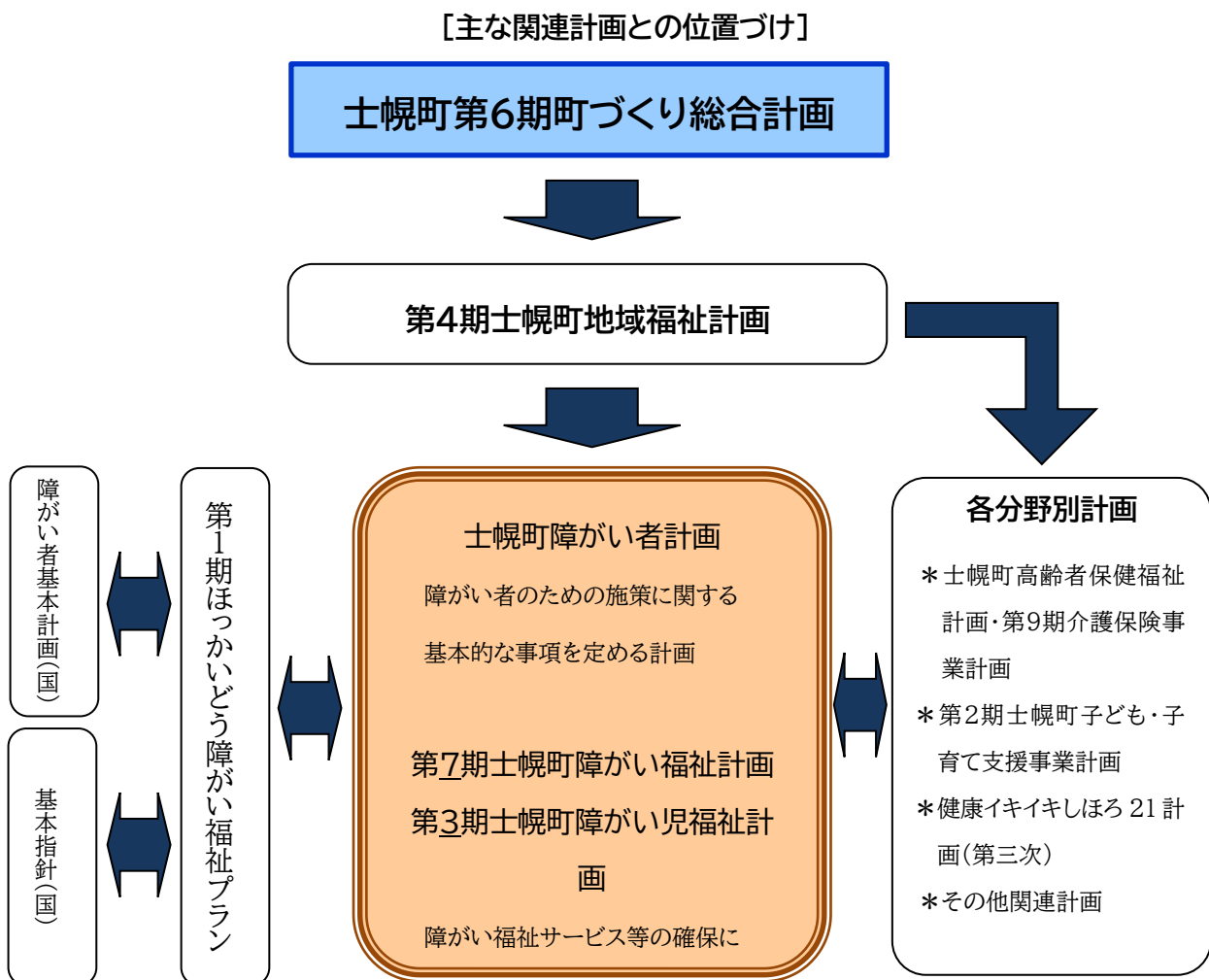
H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
土幌町障がい者福祉計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			土幌町障がい者福祉計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			土幌町障がい者福祉計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

3 計画の位置づけ

「士幌町障がい者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、「第 7 期士幌町障がい福祉計画」「第 3 期士幌町障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条・児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

本計画は、まちづくりの指針である「士幌町第 6 期町づくり総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「第 4 期士幌町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定にあたって国の障がい者基本計画や基本指針、北海道の「第 1 期ほっかいどう障がい福祉プラン」とも整合性を図りながら、士幌町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。



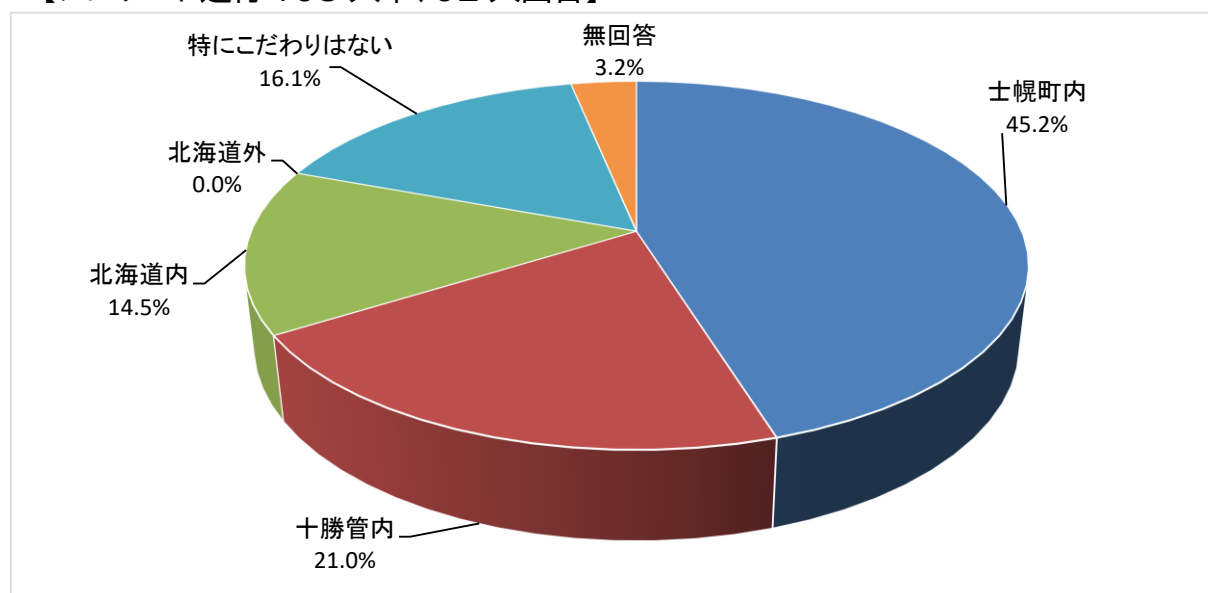
4 計画の基本理念

『完全参加と平等』 だれもが安心して暮らせる町しほろ

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に暮らすことのできる地域社会を実現に向けて施策の推進を図っていきます。

■18歳以上在宅障がい者の居住地の希望

【アンケート送付 163 人中、62 人回答】



士幌町内で生活していきたいと回答した方が 45.2%、「十勝管内」が 21.0%となっています。

基本理念

『完全参加と平等』

だれもが安心して暮らせる町しほろ

施策分野

施策の方向

1. 広報・啓発活動

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 交流の促進

2. 保健・医療・福祉

- (1) 障がいの原因となる傷病の予防
- (2) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実
- (3) 相談支援の充実
- (4) 医療等の充実
- (5) 保健・医療・福祉の連携
- (6) 障がい福祉サービス等の提供と利用者負担の軽減

3. 共に育ち合う保育・教育

- (1) 早期教育の充実
- (2) 障がい児保育と特別支援教育の充実
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 生涯学習の推進

4. 雇用・就労の促進

- (1) 雇用の促進と安定
- (2) 福祉的就労の場と一般就労への移行促進

5. 生活環境等の整備

- (1) やさしいまちづくりと住宅・生活環境の整備促進
- (2) 災害時等の支援に向けた地域づくりの推進
- (3) 感染症に対する備え

5 障害者手帳所持者数の状況

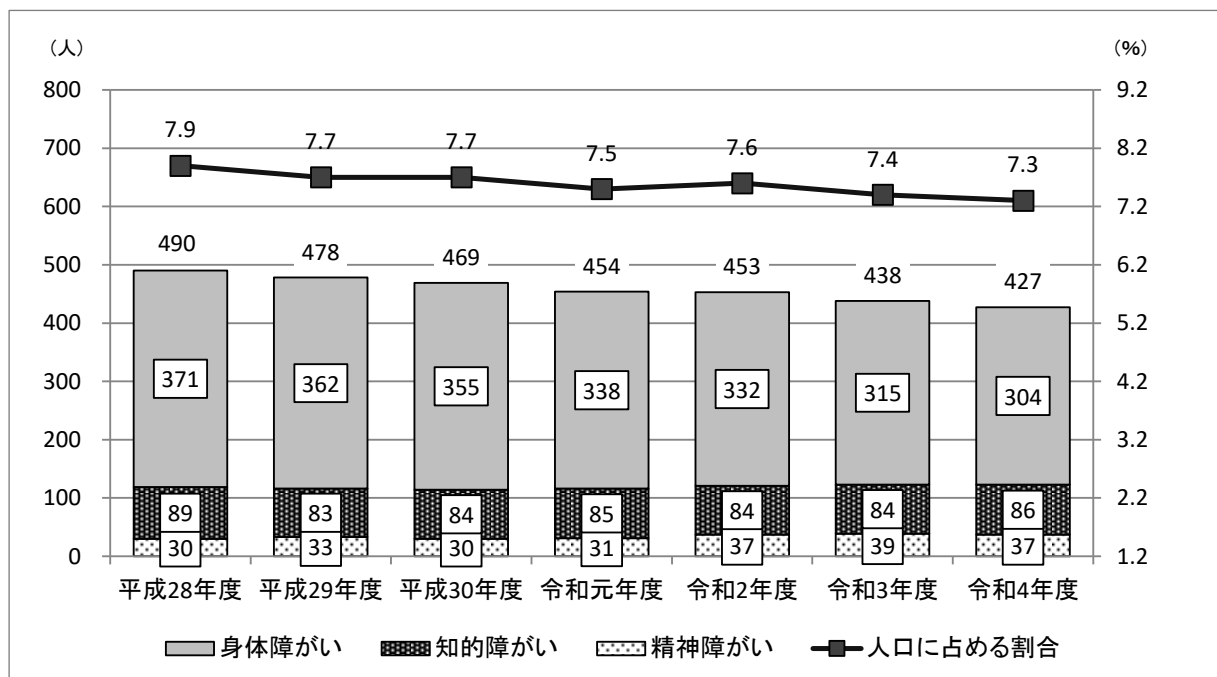
手帳所持者の推移をみると、平成28年度から令和4年度にかけて、減少傾向となっており、総人口に占める割合は、平成28年と比較して令和4年度は0.6ポイント低い7.3%となっています。

また、手帳所持者総数に対する割合では、身体障害者手帳所持者が7割以上を占めています。

■総人口に占める手帳所持者数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	6,231人	6,178人	6,132人	6,031人	5,992人	5,919人	5,864人
手帳所持者総数	490人	478人	469人	454人	453人	438人	427人
身体障がい	371人	362人	355人	338人	332人	315人	304人
知的障がい	89人	83人	84人	85人	84人	84人	86人
精神障がい	30人	33人	30人	31人	37人	39人	37人
人口に占める割合	7.9%	7.7%	7.7%	7.5%	7.6%	7.4%	7.3%

資料：住民基本台帳・障害者手帳台帳（各年度末現在）



6 第7期における障がい福祉サービス等の見込量

第7期における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量は以下のとおりとなっています。

■障がい福祉サービス等の見込量

(1か月あたり)

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	6人	6人	6人
		239 時間	239 時間	239 時間
日中活動系サービス	生活介護	29人	29人	29人
		603日	603日	603日
	自立訓練(機能訓練)	1人	1人	1人
		5日	5日	5日
	自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人
		5日	5日	5日
	就労移行支援	2人	2人	2人
		40日	40日	40日
	就労継続支援(A型)	3人	3人	3人
		60日	60日	60日
	就労継続支援(B型)	28人	28人	28人
		600日	600日	600日
	就労定着支援	0人	0人	1人
	療養介護	2人	2人	2人
62日		62日	62日	
短期入所(福祉型)	3人	3人	3人	
	24日	24日	24日	
居住系サービス	自立生活援助	1人	1人	1人
	共同生活援助	24人	25人	26人
	施設入所支援	23人	22人	21人
相談支援	計画相談支援	8人	8人	8人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少することが目標となっています。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児 通所支援	児童発達支援	18人	18人	18人
		60日	60日	60日
	医療型児童発達支援	0人	0人	0人
		0日	0日	0日
	放課後等デイサービス	38人	38人	38人
		152日	152日	152日
	保育所等訪問支援	3人	3人	3人
		6日	6日	6日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	
	0日	0日	0日	
	障がい児相談支援	15人	15人	15人
地域生活 支援事業	障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
	地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
	成年後見人制度利用支援事業	1人	1人	1人
	意思疎通支援事業	1人	1人	1人
	日常生活用具給付等事業	187件	199件	211件
	移動支援事業	5人	5人	5人
		350時間	350時間	350時間
	地域活動支援センター(基礎的事業)	3か所	3か所	3か所
		22人	22人	22人
	日中一時支援事業	27人	27人	27人
	生活サポート事業	1人	1人	1人
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人	
自動車改造助成事業	1人	1人	1人	
町単独そ の他事業	障がい者等訓練通所費助成事業	38人	38人	38人
	軽度難聴児補聴器支給事業	1人	1人	1人

【問い合わせ先】士幌町 保健福祉課 ☎ 01564-5-2006